証券コード　7905
平成 27 年 6 月 4 日

株　主　各　位

富山県南砺市井波１番地１
（本社大阪事務所　大阪市北区堂島１丁目６番20号）
大建工業株式会社
取締役社長　億　田　正　則

# 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**　敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　富山県南砺市井波１番地１　当社本店
３．目的事項
　報告事項　１．第99期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第99期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役９名選任の件
　　第４号議案　監査役２名選任の件
　　第５号議案　監査役補欠者１名選任の件

以　上

**当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**

**なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.daiken.jp/）に掲載させていただきます。**

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

## １．企業集団の現況

### (1) 事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、株価の上昇など緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、弱い動きもみられるなど、景気の見通しに不透明さが残る環境となりました。

住宅市場におきましては、相続税対策等により賃貸住宅は比較的好調を維持しているものの、新築戸建住宅では反動減の影響が長引き、平成26年度の新設住宅着工戸数が88万戸と前年度に比べ10.8％減少するなど、厳しい状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループは、新設住宅着工に依存しない経営体質にするため、中期経営計画で拡大４市場と位置づけているリフォーム市場、海外市場、産業資材分野及びエンジニアリング市場の攻略を進めるとともに、国内の公共・商業建築（非住宅建築）分野の市場開拓を目的とした組織を新たに設置し、提案活動を強化いたしました。拡大４市場においては、ＴＯＴＯ㈱、ＹＫＫ ＡＰ㈱と共同で運営するＴＤＹ福岡コラボレーションショールームを昨年６月にオープンするなど、リフォーム市場におけるエンドユーザーへの提案の場を拡げました。また、ＭＤＦなどのエコ素材の用途展開・新規採用先の開拓を進め、産業資材分野及び海外市場での拡販に努めました。

上記の拡大施策に加え、比較的好調な賃貸住宅市場等において販売の拡大に努めましたが、新築戸建住宅市場の消費税増税による反動減に加え、堅調と思われたリフォーム市場でも反動減の影響が想定よりも大きく、苦戦を強いられました。また、利益面においても、原材料コストの上昇に対して、各種合理化や売価への転嫁を進めましたが、その全てを吸収するには至りませんでした。

**部門別の状況**

（住空間事業）

住空間事業につきましては、新設住宅着工戸数の減少の影響を大きく受けましたが、比較的好調な賃貸住宅市場、近年攻略に向け取り組んでいる高齢者住宅・施設市場での売上拡大に努めました。賃貸住宅市場においては、階下や隣室への音に関する市場ニーズの高まりから防音を切り口とした製品の採用が増え、売上を伸ばしました。ドアについては、新シリーズの投入などにより同市場におけるシェアを拡大しました。また、公共・商業建築分野における市場開拓・商品開発に力を入れ、富山県産スギを活用した不燃壁材が北陸新幹線富山駅に採用され、また、当社独自のＷＰＣ加工技術を活かした国産木材フローリングが東京都港区の公共施設に採用されるなど、政府が推進している国産木材の利用促進に貢献するとともに、同分野での実績づくりを推進しました。一方、利益面におきましては、原材料コストの上昇が大きく影響し、各種合理化や売価への転嫁を進めましたが、その全てを吸収するには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高857億53百万円（前年同期比8.3％減）、経常利益28億58百万円（前年同期比46.2％減）となりました。

（エコ事業）

エコ事業につきましては、ＭＤＦにおいて、新設住宅着工戸数の減少に伴う需要減はあったものの、床用ＭＤＦの採用増により前年並みの売上を維持しました。また、公共・商業施設を対象に、省施工・短工期で天井の耐震化が可能な、独自の新耐震天井工法「ダイケンハイブリッド天井」を開発し、提案を開始いたしました。畳おもてにおいては、生産・販売体制の強化により当社シェアが順調に拡大していることに加え、専門の畳加工技術なしで設置できるインテリア畳「ZIPANGここち和座」を新たに発売し、住環境における畳市場の活性化を図りました。なお、前連結会計年度の一部製品の不具合による補修費用の計上が当連結会計年度はなくなりましたため、収益面では改善しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高556億99百万円（前年同期比7.5％減）、経常利益15億５百万円（前年同期は経常損失５億44百万円）となりました。

（エンジニアリング事業）

エンジニアリング事業につきましては、公共・商業建築分野及びマンション市場を中心とした内装工事において、重点エリアとして取り組んでいる首都圏で受注を

拡大することができましたが、リフォーム市場を中心とした工事において、消費税増税による反動減の影響を受けました。一方、収益面では、技能工不足等による原価高騰に対して、技能工の確保及び現場ごとの管理体制を強化し、利益の確保に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高164億86百万円（前年同期比6.9%減）、経常利益２億85百万円（前年同期比5.7%減）となりました。

特別損益につきましては、二次化粧板の不具合に係る費用の一部について受取保険金10億円を計上したことなど合計10億16百万円の特別利益を計上しました。一方、不動産事業において、今後の経営負担を軽減するため、販売用不動産の一括譲渡などにより事業撤退損35億59百万円を計上したことなど合計42億91百万円の特別損失を計上しました。

また、法人税等につきましては、平成27年度税制改正における法人税率の引下げなどによる繰延税金資産の取り崩しなどの影響があったものの連結子会社の吸収合併及び販売用不動産の譲渡に伴う繰延税金資産の計上などにより法人税等合計はマイナス16億45百万円（当期純利益の増加）となりました。なお、販売用不動産の譲渡に伴う繰延税金資産の計上により、事業撤退損が当期純利益に与える影響は軽微となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,688億33百万円（前年同期比6.4%減）、営業利益34億52百万円（前年同期比3.5%減）、経常利益46億48百万円（前年同期比7.5%減）、当期純利益27億36百万円（前年同期比7.5%増）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、安全環境整備及び維持更新を中心に実施しました。設備投資の所要資金は全て自己資金を充当しました。

### (2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 96 期<br>(平成23年度) | 第 97 期<br>(平成24年度) | 第 98 期<br>(平成25年度) | 第 99 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成26年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（百万円） | 151,209 | 158,153 | 180,392 | 168,833 |
| 経 常 利 益（百万円） | 4,600 | 5,669 | 5,025 | 4,648 |
| 当 期 純 利 益（百万円） | 874 | 1,318 | 2,546 | 2,736 |
| １株当たり当期純利益 | 6円97銭 | 10円51銭 | 20円29銭 | 22円34銭 |
| 総　資　産（百万円） | 125,469 | 131,618 | 135,890 | 135,596 |
| 純　資　産（百万円） | 36,949 | 39,870 | 41,419 | 44,984 |
| １株当たり純資産額 | 267円51銭 | 286円91銭 | 296円09銭 | 333円89銭 |

（注）百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 三重ダイケン株式会社 | 30百万円 | 100.0% | 木質内装建材製造 |
| 株式会社ダイフィット | 30百万円 | 100.0% | 木質内装建材製造 |
| 株式会社ダイウッド | 50百万円 | 100.0% | 木質内装建材製造 |
| セトウチ化工株式会社 | 50百万円 | 51.0% | 木質内装建材製造 |
| 井波大建工業株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 住宅機器製造 |
| 富山住機株式会社 | 80百万円 | 100.0% | 住宅機器製造 |
| 大建工業(寧波)有限公司 | 800万ＵＳドル | 91.1% | 住宅機器・木質内装建材製造 |
| 大建阿美昵体(上海)商貿有限公司 | 100万ＵＳドル | 100.0% | 建材・住宅機器販売 |
| 岡山大建工業株式会社 | 60百万円 | 100.0% | 繊維板製造 |
| 東部大建工業株式会社 | 100百万円 | 100.0% | 繊維板製造 |
| 株式会社ダイタック | 10百万円 | 100.0% | 畳おもて製造 |
| 会津大建加工株式会社 | 30百万円 | (100.0%) | 畳おもて製造 |
| DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED | 4,000万ニュージーランドドル | 85.1% | ＭＤＦ製造 |
| DAIKEN SARAWAK SDN.BHD. | 6,000万マレーシアドル | 60.1% | ＭＤＦ製造 |
| DAIKEN MIRI SDN.BHD. | 14,996万マレーシアドル | 55.1% | ＭＤＦ製造 |
| Ｃ＆Ｈ株式会社 | 100百万円 | 51.0% | ＭＤＦ販売 |
| エコテクノ株式会社 | 30百万円 | 50.0% | 廃木材加工 |
| ダイケンエンジニアリング株式会社 | 450百万円 | 100.0% | ビル内装工事 |
| 鉱工産業株式会社 | 10百万円 | (100.0%) | ビル内装工事 |
| 三恵株式会社 | 15百万円 | (100.0%) | ビル内装工事 |
| ダイケンホーム&サービス株式会社 | 20百万円 | 100.0% | 住宅販売・リフォーム工事 |
| 株式会社スマイルアップ | 40百万円 | 100.0% | リフォーム工事 |
| ダイケン物流株式会社 | 50百万円 | 100.0% | 不動産賃貸 |

(注) 1．(　) は間接所有割合を含めた議決権比率であります。
2．会津大建加工株式会社は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3．三重ダイケン株式会社、井波大建工業株式会社、岡山大建工業株式会社及び東部大建工業株式会社は平成27年４月１日付で合併し、同日付で当該合併会社を当社に吸収合併しております。

### (4) 対処すべき課題

今後につきましては、金融資本市場の変動や世界景気の下振れ、為替の変動等による原材料コストの高騰に注意が必要であります。

住宅市場においては、資材価格・工事費等の先高観や各種政府の住宅取得・リフォーム等の支援策による消費者マインドの向上により、緩やかな回復が見込まれることが予想されます。

そのような環境のもと、当社グループにおきましては、さらなる合理化に加え、輸入品を中心とした原材料コストの上昇に対して国産木材の活用推進などで抑制を図るとともに、その一部の売価への転嫁も進め、利益の確保に努めます。

また、当社グループは、本年度策定した長期ビジョン『ＧＰ（グロウプラン）２５』をもとに、従来の取り組みや考え方から大転換を図り、新設住宅着工に左右されない事業構造の構築を進めてまいります。

そして、日本国内における『住宅用建材のメーカー』という企業像から、建材だけでなく、建材に使用する素材の供給から建材の施工・工事までを手掛け、また、住宅だけでなく、公共・商業建築分野、産業資材分野まで幅広く展開し、さらに、国内だけでなく、海外に展開する『建築資材の総合企業』を目指してまいります。

事業セグメント別では、ボードなどの素材を取り扱うエコ事業と施工・工事を手掛けるエンジニアリング事業での拡大を目指し、建材を主とする住空間事業では落ち込む新築住宅向けを住宅リフォーム市場及び公共・商業建築分野でカバーし、さらには拡大を狙います。エコ事業では、公共・商業建築分野及び建築以外の産業資材分野への用途展開を強化してまいります。エンジニアリング事業では、住空間事業とエコ事業とのシナジー効果を最大限に発揮させ、省施工製品・工法の開発等による差別化を進めるとともに、Ｍ＆Ａなど積極的な投資を行い、さらなる拡大を図ります。また、前述の３事業に続く、次代の新規事業の発掘のため、積極的な資源投入を行ってまいります。

市場別では、住宅リフォーム市場、公共・商業建築分野に加え、海外市場（主としてASEAN）において売上拡大を目指します。

**(5) 主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

・住空間事業……内装建材及び住宅機器等の製造販売
・エコ事業……エコ素材（インシュレーションボード、ダイロートン、ＭＤＦ、ダイライト、畳おもて、エコ台板）の製造販売
・エンジニアリング事業……マンション等の内装工事、戸建住宅の建築、リフォーム工事及びビル店舗等の内装工事の設計、施工

**(6) 主要な営業所及び工場**（平成27年３月31日現在）

主要な営業所：札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、シンガポール

販売会社：大建阿美昵体(上海)商貿有限公司（中国）、Ｃ＆Ｈ株式会社（東京、大阪）

国内生産工場：三重ダイケン株式会社（津市）、株式会社ダイフィット（鳥取県倉吉市）、株式会社ダイウッド（三重県伊賀市）、セトウチ化工株式会社（岡山市）、井波大建工業株式会社（富山県南砺市）、富山住機株式会社（富山県砺波市）、岡山大建工業株式会社（岡山市）、東部大建工業株式会社（茨城県高萩市、福島県会津若松市）、株式会社ダイタック（岡山市）、会津大建加工株式会社（福島県会津若松市）

海外生産工場：大建工業(寧波)有限公司（中国）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）

### (7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 3,191名 | 50名 増 |

（注）使用人数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

### (8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 3,869百万円 |
| 農林中央金庫 | 3,559 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 3,308 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,936 |

## 2．会 社 の 現 況

### (1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　398,218,000株

② 発行済株式の総数　130,875,219株

③ 株　主　数　5,485名

④ 大株主（上位10名）

| 株　主　名 | 持　株　数 | 持 株 比 率 |
|---|---|---|
| 伊藤忠商事株式会社 | 31,948,000株 | 26.3% |
| 株式会社三井住友銀行 | 4,934,903 | 4.1 |
| 住友生命保険相互会社 | 4,656,000 | 3.8 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 4,440,000 | 3.7 |
| 大建工業取引先持株会 | 3,372,000 | 2.8 |
| 住友林業株式会社 | 3,191,000 | 2.6 |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY | 3,133,000 | 2.6 |
| 丸紅株式会社 | 2,821,942 | 2.3 |
| 日本生命保険相互会社 | 2,728,346 | 2.2 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 2,608,000 | 2.1 |

（注）１．当社は、自己株式を9,357,816株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年５月18日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について、次のとおり決議いたしました。

１．消却する株式の種類　普通株式
２．消却する株式の数　5,000,000株
（消却前の発行済株式総数に対する割合3.82%）
３．消却予定日　平成27年６月５日

### (2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長（代表取締役） | 澤　木　良　次 | |
| 取締役社長（代表取締役） | 億　田　正　則 | 執行役員社長 |
| 取締役副社長（代表取締役） | 金　坂　和　正 | 執行役員副社長　危機管理、管理機能部門担当 |
| 取　締　役 | 今　村　喜久雄 | 常務執行役員　経理部長　情報システム担当 |
| 取　締　役 | 山　中　健　司 | 常務執行役員　財務部長　貿易管理担当 |
| 取　締　役 | 渋　谷　達　夫 | 常務執行役員　住空間事業統轄部長兼調達改革本部長<br>国内事業部門、物流、品質保証担当 |
| 取　締　役 | 加　藤　智　明 | 常務執行役員　ＭＤＦ事業統轄部長兼海外事業統轄部長<br>兼産業資材営業統轄部長兼東京本部長　海外事業部門、<br>産業資材部門、営業企画担当<br>ホクシン株式会社　社外取締役 |
| 取　締　役 | 照　林　尚　志 | 常務執行役員　経営企画部長兼新規事業開発室長 |
| 取　締　役 | 相　原　　隆 | 関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授、弁護士 |
| 常勤監査役 | 伊　藤　章　倫 | |
| 常勤監査役 | 島　田　睦　博 | |
| 監　査　役 | 蓮　沼　彰　夫 | ＴＯＴＯ株式会社　顧問 |
| 監　査　役 | 水　野　浩　児 | 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー |

（注）１．取締役相原　隆氏は、社外取締役であります。
２．監査役蓮沼彰夫及び監査役水野浩児の両氏は、社外監査役であります。
３．上記以外に取締役を兼務しない執行役員が11名おります。
４．当社は、取締役相原　隆、監査役蓮沼彰夫及び監査役水野浩児の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

５．平成27年４月１日付で次のとおり地位、担当等が変更になっております。

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 今　村　喜久雄 | |
| 取　締　役 | 山　中　健　司 | |
| 取　締　役 | 渋　谷　達　夫 | 常務執行役員　国内事業本部長兼調達改革本部長　マーケティング担当 |
| 取　締　役 | 加　藤　智　明 | 常務執行役員　海外事業本部長兼東京本部長　ＭＤＦ事業担当<br>ホクシン株式会社　社外取締役 |
| 取　締　役 | 照　林　尚　志 | 常務執行役員　財務経理部長　情報システム、貿易管理担当 |

② 事業年度中に退任した監査役

| 氏　　名 | 退　任　日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 宇　塚　俊　夫 | 平成26年６月27日 | 任期満了 | 社外監査役　ＴＯＴＯ株式会社　顧問 |

③ 取締役及び監査役の報酬等

| 区　　分 | 支給人数 | 支　給　額 |
|---|---|---|
| 取　締　役<br>（うち社外取締役） | 9名<br>(1) | 274百万円<br>(5) |
| 監　査　役<br>（うち社外監査役） | 5<br>(3) | 44<br>(6) |
| 合　　計<br>（うち社外役員） | 14<br>(4) | 319<br>(11) |

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第90回定時株主総会において月額35百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第90回定時株主総会において月額４百万円以内と決議いただいております。

４．上記には、平成26年６月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に支給した報酬等を含んでおります。

④　社外役員に関する事項

1．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役蓮沼彰夫氏は、ＴＯＴＯ株式会社顧問であります。同社と当社は、販売を含む包括業務提携を締結しております。

2．当事業年度における主な活動状況

| | 活　　動　　状　　況 |
|---|---|
| 取締役 相 原　　隆 | 取締役会は13回開催中全てに出席しました。主に大学教授及び弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。 |
| 監査役 蓮 沼 彰 夫 | 平成26年６月27日就任後、取締役会は10回開催中８回出席し、監査役会は10回開催中９回出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 水 野 浩 児 | 取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は12回開催中全てに出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

3．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名　　称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

| | 支　　払　　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 32百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33 |

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査に関する合意された手続業務についての対価を支払っております。

3．当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）及びDAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．コーポレート・ガバナンス

イ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「経営理念」及び「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ．取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。

ハ．取締役は、３ヶ月に１回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。

ニ．監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

2．コンプライアンス

イ．取締役及び使用人は、「経営理念」及びコンプライアンスに係る規程を盛り込んだ「企業行動基準」に則り行動するものとする。

ロ．「リスク＆コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：ＲＣＭ委員会、以下「ＲＣＭ委員会」と言う）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。

ハ．ＲＣＭ委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。

ニ．法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査役に直接情報提供を行う手段として「内部通報制度規程」に基づいたコンプライアンス・ホットラインを設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。

３．財務報告の適正性確保のための体制整備

イ．「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を推進する「内部統制担当部門」を設け、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ．「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

４．内部監査

取締役社長直轄の内部統制担当部門は、「内部監査規程」及び「内部監査規程細則」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

１．情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規則」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。

２．取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規則」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

３．取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１．コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「危機対応マニュアル」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。

２．代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「ＲＣＭ委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。

３．人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策マニュアル」及び「事業継続計画（ＢＣＰ）ガイドライン」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。

4．与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
5．投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．執行役員制

イ．取締役会の意思決定の迅速化、監督機能の強化のため、執行役員制を採用する。

ロ．執行役員は、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。

ハ．執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。

2．職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等または親会社監査役に報告する。また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

2．コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

３．内部監査

子会社の業務活動全般についても内部統制担当部門による内部監査の対象とする。内部統制担当部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務に使用人の補助が必要な場合は、補助すべき使用人を選定することができる。監査役から監査業務に必要な補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役などの指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

１．監査役会は社外監査役２名を含む４名体制で構成し、監査役は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。

２．取締役または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

⑧　監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

⑨　監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１．監査役は、内部統制担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

２．監査役と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

# 連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **70,931** | **流動負債** | **67,286** |
| 現金及び預金 | 16,774 | 支払手形及び買掛金 | 24,104 |
| 受取手形及び売掛金 | 32,722 | 短期借入金 | 9,267 |
| 商品及び製品 | 9,163 | １年内償還予定の社債 | 5,000 |
| 仕掛品 | 3,153 | １年内返済予定の長期借入金 | 3,013 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5,061 | リース債務 | 43 |
| 繰延税金資産 | 2,511 | 未払金 | 18,693 |
| その他 | 1,825 | 未払法人税等 | 406 |
| 貸倒引当金 | △281 | 未払消費税等 | 738 |
| **固定資産** | **64,592** | 賞与引当金 | 1,869 |
| **有形固定資産** | **38,565** | 製品保証引当金 | 1,058 |
| 建物及び構築物 | 9,454 | その他 | 3,090 |
| 機械装置及び運搬具 | 10,338 | **固定負債** | **23,325** |
| 土地 | 15,682 | 社債 | 5,400 |
| リース資産 | 224 | 長期借入金 | 11,266 |
| 建設仮勘定 | 844 | リース債務 | 213 |
| その他 | 2,022 | 繰延税金負債 | 1,890 |
| **無形固定資産** | **2,378** | 製品保証引当金 | 1,384 |
| のれん | 750 | 退職給付に係る負債 | 2,910 |
| ソフトウエア | 1,170 | 負ののれん | 72 |
| その他 | 458 | その他 | 186 |
| **投資その他の資産** | **23,648** | **負債合計** | **90,611** |
| 投資有価証券 | 15,303 | **純資産の部** | |
| 退職給付に係る資産 | 3,382 | **株主資本** | **36,177** |
| 繰延税金資産 | 3,104 | **資本金** | **13,150** |
| その他 | 1,905 | **資本剰余金** | **11,850** |
| 貸倒引当金 | △47 | **利益剰余金** | **13,478** |
| **繰延資産** | **72** | **自己株式** | **△2,302** |
| 社債発行費 | 72 | **その他の包括利益累計額** | **4,396** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **3,158** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **83** |
| | | **為替換算調整勘定** | **1,303** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **△148** |
| | | **少数株主持分** | **4,410** |
| | | **純資産合計** | **44,984** |
| **資産合計** | **135,596** | **負債及び純資産合計** | **135,596** |

# 連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **168,833** |
| **売上原価** | | **131,657** |
| **売上総利益** | | **37,175** |
| 販売費及び一般管理費 | | 33,722 |
| **営業利益** | | **3,452** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 66 | |
| 受取配当金 | 268 | |
| 受取賃貸料 | 193 | |
| 生命保険配当金 | 59 | |
| 負ののれん償却額 | 10 | |
| 持分法による投資利益 | 41 | |
| 為替差益 | 632 | |
| 雑収入 | 640 | 1,911 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 378 | |
| 売上割引 | 159 | |
| 売上債権売却損 | 76 | |
| 雑支出 | 101 | 716 |
| **経常利益** | | **4,648** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 10 | |
| 投資有価証券売却益 | 5 | |
| 受取保険金 | 1,000 | 1,016 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 401 | |
| 減損損失 | 140 | |
| 事業撤退損 | 3,559 | |
| ゴルフ会員権評価損 | 5 | |
| その他 | 184 | 4,291 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,373** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 520 | |
| 法人税等調整額 | △2,165 | △1,645 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **3,018** |
| 少数株主利益 | | 281 |
| **当期純利益** | | **2,736** |

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 13,150 | 11,850 | 11,679 | △1,180 | 35,499 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △929 | | △929 |
| 当期純利益 | | | 2,736 | | 2,736 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,121 | △1,121 |
| 連結範囲の変動 | | | △6 | | △6 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 1,799 | △1,121 | 678 |
| 当期末残高 | 13,150 | 11,850 | 13,478 | △2,302 | 36,177 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 1,524 | 241 | 1,055 | △1,165 | 1,655 | 4,264 | 41,419 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △929 |
| 当期純利益 | | | | | | | 2,736 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △1,121 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | △6 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,634 | △157 | 247 | 1,016 | 2,741 | 146 | 2,887 |
| 当期変動額合計 | 1,634 | △157 | 247 | 1,016 | 2,741 | 146 | 3,565 |
| 当期末残高 | 3,158 | 83 | 1,303 | △148 | 4,396 | 4,410 | 44,984 |

**連結注記表**

**連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記**

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　23社

主要な連結子会社の名称

井波大建工業株式会社

岡山大建工業株式会社

三重ダイケン株式会社

東部大建工業株式会社

なお、会津大建加工株式会社は重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

DAIKEN ENGINEERING (S) PTE.LTD.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数　　１社

会社の名称

株式会社岡山臨港

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

DAIKEN ENGINEERING (S) PTE.LTD.

関連会社

友美工業株式会社

（持分法を適用していない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3．会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

時価のないもの…… 主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産…… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。なお、半成工事については個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）…… 主として定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金…… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還期間（５年）にわたり定額法により償却を行っております。

② ヘッジ会計の方法

ａ．ヘッジ会計の方法…… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ｂ．ヘッジ手段とヘッジ対象…… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。

ｃ．ヘッジ方針…… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ｄ．ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

④ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

ａ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ｂ．その他の工事

工事完成基準

⑤　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

4．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司及び大建阿美昵体（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

5．追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.60％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.02％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.22％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は382百万円減少し、法人税等調整額が542百万円、その他有価証券評価差額金が157百万円、繰延ヘッジ損益が２百万円、それぞれ増加しております。

また受取配当等の益金不算入制度の見直しにより、関連会社の留保利益に係る繰延税金負債を計上したことから、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が156百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

**連結貸借対照表に関する注記**

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 965百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,090 |
| 土地 | 3,171 |
| その他流動資産 | 1,415 |
| その他固定資産 | 391 |
| 計 | 7,034 |

(2) 担保に係る債務

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 150百万円 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 393 |
| 長期借入金 | 746 |
| 計 | 1,289 |

(3) 宅地建物取引業に伴う供託

| | |
|---|---|
| 投資有価証券 | 34百万円 |

２．有形固定資産の減価償却累計額　63,948百万円

３．偶発債務

債権流動化に伴う買戻し義務　1,526百万円

４．受取手形裏書譲渡高　1,357百万円

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

１．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　130,875,219株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年６月27日定時株主総会 | 普通株式 | 470 | ３円75銭 | 平成26年３月31日 | 平成26年６月30日 |
| 平成26年11月７日取締役会 | 普通株式 | 459 | ３円75銭 | 平成26年９月30日 | 平成26年12月８日 |
| 計 | | 929 | | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|---|---|
| ① 配当金の総額 | 455百万円 |
| ② １株当たり配当額 | ３円75銭 |
| ③ 基準日 | 平成27年３月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成27年６月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

**１株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 333円89銭 |
| １株当たり当期純利益 | 22円34銭 |

**金融商品に関する注記**

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが５か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後７年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、電力料の変動リスクに対するヘッジを目的としたエネルギーデリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「３．会計処理基準に関する事項(6)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理のガイドラインに従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理のガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、内部管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、一部の連結子会社は当社の管理規程に従い、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部を除く連結子会社は、資金調達の合理化を目的としてＣＭＳを導入しており、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、一部の連結子会社は自社で資金調達を行っており、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

| | 連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 16,774 | 16,774 | － |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 32,722 | 32,722 | － |
| (3) 投資有価証券 | 13,464 | 13,466 | 1 |
| 資産計 | 62,962 | 62,963 | 1 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 24,104 | 24,104 | － |
| (2) 短期借入金 | 9,267 | 9,267 | － |
| (3) 未払金 | 18,693 | 18,693 | － |
| (4) 社債 | 10,400 | 10,473 | 73 |
| (5) 長期借入金 | 14,279 | 14,288 | 8 |
| 負債計 | 76,745 | 76,827 | 82 |
| デリバティブ取引（※） | 107 | 107 | － |

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|---|---|
| 満期保有目的の債券 | 500 |
| 非上場株式 | 1,338 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内（百万円） | 1年超5年以内（百万円） | 5年超10年以内（百万円） | 10年超（百万円） |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 16,774 | － | － | － |
| 受取手形及び売掛金 | 32,722 | － | － | － |
| 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| (1) 国債・地方債等 | － | 35 | － | － |
| (2) 社債 | － | － | － | 500 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | － | － | － | － |
| 合計 | 49,497 | 35 | － | 500 |

**その他の注記**

（記載金額に関する注記）

連結計算書類中の記載金額は、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **61,954** | **流動負債** | **64,066** |
| 現金及び預金 | 14,448 | 支払手形 | 1,685 |
| 受取手形 | 2,699 | 買掛金 | 34,225 |
| 売掛金 | 28,529 | 短期借入金 | 5,100 |
| 商品 | 8,249 | １年内償還予定の社債 | 5,000 |
| 貯蔵品 | 178 | １年内返済予定の長期借入金 | 2,620 |
| 前払費用 | 418 | 未払金 | 10,398 |
| 繰延税金資産 | 2,053 | 未払法人税等 | 97 |
| 関係会社短期貸付金 | 4,976 | 前受金 | 58 |
| その他 | 466 | 預り金 | 2,062 |
| 貸倒引当金 | △65 | 賞与引当金 | 1,187 |
| **固定資産** | **57,883** | 製品保証引当金 | 1,104 |
| **有形固定資産** | **18,330** | その他 | 526 |
| 建物 | 3,154 | **固定負債** | **19,671** |
| 構築物 | 517 | 社債 | 5,400 |
| 機械及び装置 | 3,240 | 長期借入金 | 10,520 |
| 車両運搬具 | 23 | 製品保証引当金 | 1,457 |
| 工具、器具及び備品 | 506 | 退職給付引当金 | 2,254 |
| 土地 | 10,509 | その他 | 38 |
| 建設仮勘定 | 377 | **負債合計** | **83,738** |
| その他 | 1 | **純資産の部** | |
| **無形固定資産** | **1,252** | **株主資本** | **32,946** |
| ソフトウエア | 968 | **資本金** | **13,150** |
| その他 | 283 | **資本剰余金** | **11,850** |
| **投資その他の資産** | **38,300** | 資本準備金 | 11,850 |
| 投資有価証券 | 14,263 | その他資本剰余金 | 0 |
| 関係会社株式 | 7,690 | **利益剰余金** | **10,247** |
| 関係会社出資金 | 806 | 利益準備金 | 2,709 |
| 関係会社長期貸付金 | 8,883 | その他利益剰余金 | 7,538 |
| 繰延税金資産 | 1,929 | 配当引当積立金 | 485 |
| その他 | 4,770 | 別途積立金 | 5,000 |
| 貸倒引当金 | △41 | 繰越利益剰余金 | 2,053 |
| **繰延資産** | **72** | **自己株式** | **△2,302** |
| 社債発行費 | 72 | **評価・換算差額等** | **3,226** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 3,150 |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **76** |
| | | **純資産合計** | **36,173** |
| **資産合計** | **119,911** | **負債及び純資産合計** | **119,911** |

# 損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **152,584** |
| **売上原価** | | **121,257** |
| **売上総利益** | | **31,326** |
| 販売費及び一般管理費 | | 29,176 |
| **営業利益** | | **2,150** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,018 | |
| 雑収入 | 2,241 | 3,259 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 267 | |
| 雑支出 | 1,454 | 1,722 |
| **経常利益** | | **3,687** |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| その他 | 1,000 | 1,000 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 174 | |
| 減損損失 | 140 | |
| その他 | 4,056 | 4,370 |
| **税引前当期純利益** | | **316** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 15 | |
| 法人税等調整額 | △1,752 | △1,736 |
| **当期純利益** | | **2,053** |

# 株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | 配当引当積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 13,150 | 11,850 | 0 | 11,850 | 2,709 | 485 | 5,000 | 929 | 9,123 | △1,180 | 32,943 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △929 | △929 | | △929 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 2,053 | 2,053 | | 2,053 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △1,121 | △1,121 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | － | 1,123 | 1,123 | △1,121 | 2 |
| 当期末残高 | 13,150 | 11,850 | 0 | 11,850 | 2,709 | 485 | 5,000 | 2,053 | 10,247 | △2,302 | 32,946 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,510 | 2 | 1,512 | 34,456 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △929 |
| 当期純利益 | | | | 2,053 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,121 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,639 | 73 | 1,713 | 1,713 |
| 当期変動額合計 | 1,639 | 73 | 1,713 | 1,716 |
| 当期末残高 | 3,150 | 76 | 3,226 | 36,173 |

**個別注記表**

**重要な会計方針に係る事項に関する注記**

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…… 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産…… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…… 定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金…… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金…… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還期間（５年）にわたり定額法により償却を行っております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象…… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。

③ ヘッジ方針…… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法…… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

5．追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.60％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.02％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.22％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は361百万円減少し、法人税等調整額が521百万円、その他有価証券評価差額金が156百万円、繰延ヘッジ損益が２百万円それぞれ増加しております。

**貸借対照表に関する注記**

1．担保に供している資産

宅地建物取引業に伴う供託

| | |
|---|---|
| 投資有価証券 | 19百万円 |

2．有形固定資産の減価償却累計額　32,876百万円

3．保証債務

下記会社の銀行借入金に対し、次のとおり保証を行っております。

| | |
|---|---|
| 大建工業（寧波）有限公司 | 1,008百万円 |
| DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED | 1,722 |
| DAIKEN MIRI SDN.BHD. | 405 |
| 計 | 3,136 |

4．偶発債務

| | |
|---|---|
| 債権流動化に伴う買戻し義務 | 1,526百万円 |
| 関係会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受 | |
| 三重ダイケン株式会社 | 2,528百万円 |
| 井波大建工業株式会社 | 1,616 |
| 岡山大建工業株式会社 | 2,735 |
| 東部大建工業株式会社 | 356 |
| 計 | 7,237 |

５．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 9,126百万円 |
| 長期金銭債権 | 8,883 |
| 短期金銭債務 | 28,719 |

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | 86,096百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 2,728 |

**株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 9,357,816株 |

**重要な後発事象に関する注記**

（連結子会社の吸収合併）

当社は、平成27年１月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年４月１日付で当社の連結子会社である三重ダイケン㈱、岡山大建工業㈱及び東部大建工業㈱を当社の連結子会社である井波大建工業㈱に吸収合併（以下、「連結子会社間合併」という。）し、同日付で井波大建工業㈱を当社に吸収合併（以下、「当社合併」といい、連結子会社間合併とあわせて「本合併」という。）いたしました。

１．本合併の目的

当社グループは、本合併により経営の効率化と人材の流動化による組織の活性化、開発、製造、営業の一体化を図り、企業価値向上につながる体制に再編いたします。今後の住宅市場につきましては、人口の減少や世帯数の減少により、益々新設住宅着工戸数が減少することが予想されており、グループ経営の一体化によるさらなる企業体質の強化が必要であると判断し、主要な製造子会社である井波大建工業㈱、三重ダイケン㈱、岡山大建工業㈱及び東部大建工業㈱の４社を合併し、当該合併会社を当社に吸収合併いたしました。

２．本合併の要旨

(1) 合併の日程

| | | |
|---|---|---|
| 平成27年１月30日 | 合併決議取締役会 | （各当事会社） |
| 平成27年１月30日 | 合併承認臨時株主総会 | （当社以外の各当事会社） |
| 平成27年１月30日 | 合併契約書締結 | （各当事会社） |
| 平成27年４月１日 | 合併期日（効力発生日） | |

(2) 合併方式

連結子会社間合併については、井波大建工業㈱を存続会社とする吸収合併方式で、三重ダイケン㈱、岡山大建工業㈱及び東部大建工業㈱は解散いたしました。また、当社合併については、当社を存続会社とする吸収合併方式で、井波大建工業㈱は解散いたしました。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併における合併当事会社は、当社及び当社100％出資の子会社であり、当該合併による株式の割当て及び合併交付金の支払いは行っておりません。(4) 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

井波大建工業㈱、三重ダイケン㈱、岡山大建工業㈱及び東部大建工業㈱は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

３．実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、翌事業年度において、抱合せ株式消滅差益として2,948百万円を特別利益に計上する予定です。

**税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

| | |
|---|---|
| 未収入金 | 858百万円 |
| 固定資産の減損 | 131 |
| 投資有価証券評価損 | 375 |
| 賞与引当金 | 391 |
| 製品保証引当金 | 825 |
| 退職給付引当金 | 1,676 |
| 長期未払金 | 11 |
| 繰越欠損金 | 2,615 |
| その他 | 489 |
| 繰延税金資産小計 | 7,376 |
| 評価性引当額 | △583 |
| 繰延税金資産合計 | 6,792 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| その他有価証券評価差額金 | △1,495 |
| 退職給付信託設定益 | △1,202 |
| その他 | △111 |
| 繰延税金負債合計 | △2,809 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,982 |

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | |
|---|---|
| 流動資産―繰延税金資産 | 2,053百万円 |
| 固定資産―繰延税金資産 | 1,929 |
| 流動負債―繰延税金負債 | ― |
| 固定負債―繰延税金負債 | ― |

**リースにより使用する固定資産に関する注記**

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備の一部、営業用自動車、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

**関連当事者との取引に関する注記**

1．親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科　目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その他の関係会社 | 伊藤忠商事株式会社 | 被所有<br>直接　26.3% | 商品の購入 | 商品の購入<br>（注） | 13,843 | 買掛金 | 5,430 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

2．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科　目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 三重ダイケン株式会社 | 所有<br>直接 100.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>業務委託<br>固定資産の賃貸<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 商品の購入<br>（注１） | 12,488 | 買掛金 | 6,394 |
| | | | | 商品の販売<br>（注１） | 3,926 | 売掛金 | 1,893 |
| | | | | 資金の貸付 | 114 | 関係会社短期貸付金 | 1,725 |
| | | | | 利息の受取<br>（注３） | 71 | 関係会社長期貸付金 | 2,100 |
| 子会社 | 株式会社ダイフィット | 所有<br>直接 100.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>資金の貸付 | 商品の購入<br>（注１） | 3,732 | 買掛金 | 1,559 |
| 子会社 | 株式会社ダイウッド | 所有<br>直接 100.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>資金の貸付 | 利息の受取<br>（注３） | 25 | 関係会社短期貸付金 | 546 |
| | | | | 資金の貸付 | 15 | 関係会社長期貸付金 | 675 |
| 子会社 | セトウチ化工株式会社 | 所有<br>直接　51.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>役員の兼任 | 商品の購入<br>（注１） | 4,588 | 買掛金 | 1,364 |
| 子会社 | 井波大建工業株式会社 | 所有<br>直接 100.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>業務委託<br>固定資産の賃貸<br>役員の兼任 | 商品の購入<br>（注１） | 10,846 | 買掛金 | 4,082 |
| | | | | 賃貸料の受取<br>（注２） | 339 | | |

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科　目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 岡山大建工業株式会社 | 所有<br>直接 100.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>業務委託<br>固定資産の賃貸<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 商品の購入（注１） | 14,377 | 買掛金 | 5,479 |
| | | | | 賃貸料の受取（注２） | 778 | | |
| 子会社 | 東部大建工業株式会社 | 所有<br>直接 100.0% | 商品の購入<br>商品の販売<br>業務委託<br>固定資産の賃貸<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 商品の購入（注１） | 5,456 | 買掛金 | 1,961 |
| | | | | 資金の回収 | 316 | 関係会社短期貸付金 | 378 |
| | | | | 利息の受取（注３） | 42 | 関係会社長期貸付金 | 1,154 |
| | | | | 事業撤退損（注５） | 495 | | |
| 子会社 | DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED | 所有<br>直接 85.1% | 商品の購入<br>商品の販売<br>債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証 | 1,722 | － | － |
| | | | | 保証料の受入（注４） | 6 | | |
| 子会社 | ダイケン物流株式会社 | 所有<br>直接 100.0% | 倉庫の賃借<br>固定資産の賃貸<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 資金の回収 | 161 | 関係会社短期貸付金 | 0 |
| | | | | 利息の受取（注３） | 105 | 関係会社長期貸付金 | 4,516 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）製造原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

（注２）原価及び金利負担等を勘案して決定しております。

（注３）当社の調達金利及び市場金利を勘案して決定しております。

（注４）市場の実勢を勘案して決定しております。

（注５）当社が意思決定をした事業撤退に伴う子会社の損失に対応するものです。

**１株当たり情報に関する注記**

| | |
|---|---|
| １株当たり純資産額 | 297円68銭 |
| １株当たり当期純利益 | 16円77銭 |

**その他の注記**

（記載金額に関する注記）

計算書類中の記載金額は、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

大建工業株式会社
　取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　向　山　典　佐　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　寺　本　　悟　㊞
業務執行社員　公認会計士　田　邉　太　郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大建工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年５月12日

大建工業株式会社
　取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　向　山　典　佐　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　寺　本　　悟　㊞
業務執行社員　公認会計士　田　邉　太　郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大建工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその

附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成27年４月１日付で、会社の連結子会社である三重ダイケン㈱、岡山大建工業㈱及び東部大建工業㈱を会社の連結子会社である井波大建工業㈱に吸収合併し、同日付で井波大建工業㈱を会社に吸収合併している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

当社は、平成27年５月18日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却について決議しております。

当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

平成27年５月18日

大建工業株式会社　監査役会

常勤監査役　伊藤章倫 ㊞

常勤監査役　島田睦博 ㊞

社外監査役　蓮沼彰夫 ㊞

社外監査役　水野浩児 ㊞

以　上

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとしており、財務体質の強化並びに将来の事業展開に向けた内部留保の確保と安定的な配当を基本方針としております。第99期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金３円75銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は455,690,262円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日（月曜日）といたしたいと存じます。

**第２号議案　定款一部変更の件**

１．提案の理由

(1) 地震等の自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第13条（開催場所）を削除するとともに、現行定款第14条以下の条数を繰り上げるものであります。

(2)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第22条及び第28条のとおり、定款の一部を変更するものであります。

なお、変更案第22条への変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （開催場所）<br>第13条　当会社は、富山県南砺市で株主総会を開催する。 | （削除） |
| 第14条～第22条　（条文省略） | 第13条～第21条　（現行どおり） |
| （社外取締役の責任限定）<br>第23条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第１項に定める取締役の責任について、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 | （取締役の責任限定）<br>第22条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第１項に定める取締役の責任について、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第24条～第28条　（条文省略） | 第23条～第27条　（現行どおり） |
| （社外監査役の責任限定）<br>第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第１項に定める監査役の責任について、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 | （監査役の責任限定）<br>第28条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項に定める監査役の責任について、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 |
| 第30条～第33条　（条文省略） | 第29条～第32条　（現行どおり） |

**第３号議案　取締役９名選任の件**

取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 澤木良次（さわき りょうじ）<br>（昭和23年１月20日生） | 昭和45年３月　当社入社<br>平成11年６月　取締役<br>平成14年６月　常務取締役兼常務執行役員<br>平成17年４月　取締役兼専務執行役員<br>平成17年６月　代表取締役（現在）<br>専務取締役兼専務執行役員<br>平成17年10月　営業本部長兼事業本部長<br>平成19年４月　営業本部長<br>平成20年６月　取締役社長兼執行役員社長<br>平成26年４月　取締役会長（現在） | 161,000株 |
| 2 | 億田正則（おくだ まさのり）<br>（昭和25年４月25日生） | 昭和49年４月　当社入社<br>平成19年４月　執行役員<br>東部住建営業統轄部長<br>平成20年４月　上席執行役員<br>住建営業統轄部長兼東部営業統轄部長<br>平成20年６月　取締役兼上席執行役員<br>平成21年４月　取締役兼常務執行役員<br>平成22年４月　住建営業本部長<br>平成23年４月　営業本部長兼新規開発営業部長<br>平成23年６月　営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長<br>平成24年４月　取締役兼専務執行役員<br>東京本部長<br>平成25年６月　代表取締役（現在）<br>専務取締役兼専務執行役員<br>平成25年10月　調達改革本部長兼東京本部長<br>平成26年４月　取締役社長兼執行役員社長（現在） | 43,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 金坂和正<br>(かねさかかずまさ)<br>(昭和25年11月18日生) | 昭和48年４月　当社入社<br>平成15年４月　経理部長<br>平成17年４月　執行役員<br>経営管理部長<br>平成18年４月　上席執行役員<br>経営管理部長兼財務部長<br>平成18年６月　取締役<br>平成19年６月　取締役兼常務執行役員<br>平成20年４月　経営管理部長兼不動産部長<br>平成20年10月　総務人事部長兼不動産部長<br>平成22年４月　取締役兼専務執行役員<br>経営企画部長兼秘書室長<br>平成22年６月　代表取締役(現在)<br>専務取締役兼専務執行役員<br>平成24年10月　危機管理、管理機能部門担当(現在)<br>平成25年４月　取締役副社長兼執行役員副社長(現在) | 68,000株 |
| 4 | 渋谷達夫<br>(しぶやたつお)<br>(昭和29年10月30日生) | 昭和53年４月　当社入社<br>平成13年４月　東京営業部長<br>平成19年４月　首都圏営業部長<br>平成21年４月　東部営業統轄部長<br>平成22年４月　執行役員<br>東部住建営業統轄部長兼東アジア営業部長<br>平成23年４月　上席執行役員<br>住機製品事業部長<br>平成24年４月　常務執行役員<br>平成24年６月　取締役兼常務執行役員(現在)<br>平成25年４月　住空間事業統轄部長兼住機製品事業部長<br>平成26年４月　住空間事業統轄部長兼調達改革本部長<br>平成27年４月　国内事業本部長兼調達改革本部長(現在)<br>マーケティング担当(現在) | 22,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 加藤智明（かとうともあき）<br>（昭和32年１月20日生） | 昭和55年４月　伊藤忠商事株式会社入社<br>平成15年４月　同社木材・建材部長<br>平成20年４月　同社森林資源・製品部長<br>平成21年４月　同社木材・建材部長<br>平成21年６月　当社取締役<br>平成23年４月　伊藤忠商事株式会社生活資材・化学品経営企画部長<br>平成24年３月　同社退社<br>平成24年４月　当社取締役兼常務執行役員（現在）<br>海外事業統轄部長<br>平成24年10月　ＭＤＦ事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼海外営業部長<br>平成25年４月　ＭＤＦ事業統轄部長兼海外事業統轄部長<br>平成25年６月　ホクシン株式会社　社外取締役（現在）<br>平成26年４月　当社ＭＤＦ事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼東京本部長<br>平成27年４月　海外事業本部長兼東京本部長（現在）<br>ＭＤＦ事業担当（現在） | 43,000株 |
| 6 | 照林尚志（てるばやしたかし）<br>（昭和31年６月13日生） | 昭和55年４月　当社入社<br>平成17年４月　北海道営業部長<br>平成20年４月　マーケティング部長<br>平成22年４月　総務人事部長<br>平成23年４月　執行役員<br>平成24年４月　上席執行役員<br>総務人事部長兼秘書室長<br>平成25年４月　常務執行役員<br>経営企画部長兼秘書室長<br>平成25年６月　取締役兼常務執行役員（現在）<br>平成26年４月　経営企画部長兼新規事業開発室長兼秘書室長<br>平成27年４月　財務経理部長（現在）<br>情報システム、貿易管理担当（現在） | 16,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況) | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| ※7 | 鈴木 憲<br>(すずき けん)<br>(昭和39年８月３日生) | 昭和62年４月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成12年４月 同社木材・建材部シブ事務所長(シブ駐在)<br>平成14年６月 伊藤忠インターナショナル会社出向生活資材・化学品部門シアトル事務所長(シアトル駐在)<br>平成15年１月 同社出向生活資材・化学品部門伊藤忠カナダ会社バンクーバー支店長(バンクーバー駐在)<br>平成19年４月 伊藤忠商事株式会社木材・資材部素材課長<br>平成20年４月 同社森林資源・製品部チップ・原木課長<br>平成21年４月 伊藤忠建材株式会社出向<br>平成22年４月 伊藤忠商事株式会社木材・建材部<br>平成25年５月 同社木材・建材部兼株式会社ハーツマルハラ出向（代表清算人）<br>平成27年４月 同社木材・建材部長(現在)<br>伊藤忠建材株式会社　取締役(現在) | 0株 |
| 8 | 相原 隆<br>(あいはら たかし)<br>(昭和30年10月17日生) | 平成11年４月 関東学院大学経済学部経営学科教授<br>平成13年４月 関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授(現在)<br>平成15年８月 宝印刷株式会社　取締役<br>平成16年４月 関西学院大学法科大学院兼担教授<br>平成18年３月 アーバンライフ株式会社　社外監査役<br>平成20年２月 弁護士登録(東京弁護士会)(現在)<br>平成22年６月 当社社外監査役<br>平成23年６月 当社社外取締役(現在) | 1,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| ※9 | 水野浩児（みずの こうじ）<br>（昭和43年６月29日生） | 平成３年４月　株式会社南都銀行入社<br>平成18年３月　同行退社<br>平成18年４月　追手門学院大学経営学部専任講師<br>平成22年４月　同大学経営学部准教授<br>平成23年４月　独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー（現在）<br>平成23年６月　当社社外監査役（現在）<br>平成26年４月　追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授（現在） | 2,000株 |

（注）１．候補者番号の※印は、新任取締役候補者を示しております。

２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．水野浩児氏は、本総会終結の時をもって当社監査役を退任する予定であります。

４．相原　隆及び水野浩児の両氏は社外取締役候補者であります。

５．相原　隆氏を社外取締役候補者とし、また社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、大学教授及び弁護士としての高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

６．相原　隆氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

７．水野浩児氏を社外取締役候補者とし、また社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、大学准教授としての高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

８．水野浩児氏の当社での監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

９．当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるように、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、第２号議案「定款一部変更の件」を付議しております。当該議案が原案どおり承認可決されることを条件に鈴木　憲氏の選任が承認可決された場合には、また、相原　隆及び水野浩児の両氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、相原　隆及び水野浩児の両氏は現在当該契約を締結しております。

**第４号議案　監査役２名選任の件**

監査役伊藤章倫及び水野浩児の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| ※1 | 今村喜久雄（いまむらきくお）<br>（昭和27年11月７日生） | 昭和46年３月　当社入社<br>平成14年４月　経理部会計課長<br>平成15年４月　経理部税務会計センター所長<br>平成16年４月　経理部副部長<br>平成17年４月　経理部長<br>平成20年４月　執行役員<br>平成22年４月　上席執行役員<br>平成23年４月　常務執行役員<br>平成25年６月　取締役兼常務執行役員<br>平成27年４月　取締役（現在） | 67,000株 |
| ※2 | 井上雅文（いのうえまさふみ）<br>（昭和38年４月19日生） | 平成４年４月　日本学術振興会特別研究員（京都大学木材研究所）<br>平成６年１月　京都大学助手（木質科学研究所）<br>平成16年４月　同大学助手（生存圏研究所）<br>平成17年２月　東京大学助教授（アジア生物資源環境研究センター）<br>平成18年11月　内閣府本府上席政策調査員（政策統括官（科学技術政策担当）付）<br>平成19年４月　東京大学准教授（アジア生物資源環境研究センター）（現在）<br>平成23年11月　独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター特任研究員<br>平成24年４月　文部科学省科学技術政策研究所客員研究官<br>平成26年９月　独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター特任研究員（現在） | 0株 |

（注）１．候補者番号の※印は、新任監査役候補者を示しております。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．今村喜久雄氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任する予定であります。
４．井上雅文氏は、社外監査役候補者であります。
５．井上雅文氏を社外監査役候補者とし、また社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、大学准教授としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
６．当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、井上雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
７．当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、監査役との間で責任限定契約を締結することを可能にするため、第２号議案「定款一部変更の件」を付議しております。当該議案が原案どおり承認可決されることを条件に今村喜久雄氏の選任が承認可決された場合には、また、井上雅文氏の選任が承認可決された場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

**第５号議案　監査役補欠者１名選任の件**

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役補欠者１名の選任をお願いするものであります。

なお、平成24年６月28日開催の第96回定時株主総会において選任されました監査役補欠者角野俊樹氏の選任決議の有効期間につきましては、本総会終結の時までといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生　年　月　日） | 略　　歴<br>（重要な兼職の状況） | | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 吉村徳一郎（よしむらとくいちろう）<br>（昭和42年６月27日生） | 平成２年４月<br>平成10年４月<br><br><br>平成14年４月<br><br><br><br>平成17年４月<br><br><br>平成18年４月<br><br>平成19年４月<br><br>平成23年４月<br><br><br>平成26年５月<br><br>平成27年５月<br><br><br><br> | 伊藤忠商事株式会社入社<br>伊藤忠インターナショナル会社出向為替証券部門(ニューヨーク駐在)<br>ITOCHU Financial Services,Inc.出向(PRESIDENT&CEO)(ニューヨーク駐在)<br>伊藤忠商事株式会社金融ソリューション部金融ソリューション課長<br>同社金融市場営業部資産運用ビジネス課長<br>伊藤忠キャピタル証券株式会社出向(取締役)(東京駐在)<br>ITOCHU Finance(Europe)PLC出向(MANAGING DIRECTOR)(ロンドン駐在)<br>伊藤忠商事株式会社財務部市場運用室長代行<br>同社住生活・情報カンパニーＣＦＯ補佐兼住生活・情報事業・リスク管理室長兼住生活・情報経営企画部(現在) | 0株 |

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．吉村徳一郎氏は、社外監査役の補欠者として選任するものであります。

３．吉村徳一郎氏を社外監査役の補欠候補者とした理由は、その金融等に関する深い識見を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

4．当社は、吉村徳一郎氏が社外監査役に就任された場合には、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以　上